

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人大淀学園
②設置大学名称	宮崎産業経営大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	soumu@mail.miyasankei-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年12月25日
⑥点検結果の公表日	令和7年12月26日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.miyasankei-u.ac.jp/public-information/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2-2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1—1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1—1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	「大学案内」「Campus Guide（キャンパスガイド）」、大学ホームページ等に、建学の精神「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」を明示しています。
実施項目1—1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	(1) 「卒業認定・学位授与の方針」 卒業に必要な単位を修得した者は、教務委員会、教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が認定しています。 (2) 「教育課程編成・実施の方針」 建学の精神、使命・目的に基づき、令和3年にディプロマ・ポリシーを策定しています。在学生に対しては、「履修ガイダンス」や履修登録に提出時における履修指導を通じて理解を深めています。 (3) 「入学者受入れの方針」 受験生には、アドミッション・ポリシーを「大学案内」「募集要項」、大学ホームページにて広く社会への通知をしています。また、このアドミッション・ポリシーに沿って、選抜区分を設け入学者選抜を実施し、入学試験審議会と入試広報課が連携して検証を行っています。
実施項目1—1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学は、教学組織として、法学部1学科、経営学部2学科（令和8年4月）、社会科学研究所を設けています。 「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」に、「学長は、大学の校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する。」と規定し、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて権限を有し、かつ責任を負うこととしています。 学長自らが議長を務める会議は、大学協議会、入学試験審議会、入試広報委員会、就職総合対策本部会議等があります。このように、学長自らがリーダーシップを発揮して各会議を運営し、学長の補佐体制として学長室が設置され、学長の戦略的事項の調査企画や、学長の庶務・渉外に関することや学内の総合的な調整事項について、企画・運営を明確化し実行しています。
実施項目1—1④	説明

教職協働体制の確保	本学は、「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」という建学の精神のもと、面倒見の良い大学を目指し、教職協働で実践してきています。学生一人ひとりの顔を、教員・職員がわかるという強みがあり、「専門演習」「進路研究演習（Cナビ）」による二重の学修支援体制や、新入生に対する入学時支援体制及び在学生に対する年度開始時期支援体制を、教員・職員が協働で行っています。
実施項目 1－1⑤	説明

教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

教育内容・方法等の改善のため、FD 検討委員会を設置しています。学生による授業評価アンケートと授業公開を実施しており、アンケート結果はFD 検討委員会のもとで集計され、各教員へフィードバックされ授業改善に努めています。令和 7 年度第 2 回 FD・SD 委員会を開催し、大学教職員としての資質の向上を目的として運営しており、学内で研修会を計画的に行って実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>建学の精神及び本学の使命・目的並びに令和 3 年に改定した新しい両学部の目的を反映し、令和 3 年に中長期計画を策定しています。</p> <p>この中長期計画では、本学の建学の精神である「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」ことがデジタル時代においても評価されてきていることを踏まえ、キャリア教育をベースに両学部のカリキュラム及び教育内容の充実、社会科学研究所のプロジェクトの推進、情報教育の充実等を図り、これからグローバル化や情報化の進展に伴う時代変革に対応できる人材を育成するための計画となっています。</p>
実施項目 1－2②	説明

計画実現のための進捗管理

中長期計画実現の進捗管理については、3 年から 5 年の間に見直し、チェックを行っています。

また、令和 4 年度には、外部による自己点検評価を受審し、その検証進捗状況については、令和 8 年度に自己点検評価報告書の作成を行うこととしています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、大学設置認可申請書の設置を必要とする理由について、「産業界・地域社会が求める人材の育成」

	を掲げ、県内唯一の社会科学系の大学として設立されました。法学部は、令和 7 年に模擬法廷教室を設置し、現役の弁護士を特任教授して指導を行い、法曹界人材の育成に取り組んでいます。経営学部は、デジタル時代のリーダーを養成するため、「エコノデータサイエンス学科」(令和 8 年 4 月) を新設しました。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>社会の発展や社会人の教養を高めるため、多種多様な講座を広く開講しています。経営学部公開講座では、「参加型プロセスで取り組む街づくりに関するワークショップ in 三股町」を、一般の方向けに開催し、小学生・中学生に向けてはプログラミング教室を開講し、地域に貢献しています。</p> <p>また、地域連携については、地元企業の宮崎日日新聞社と「包括的連携協定」の締結により、「マスマディア論 A」を開講しています。なお、宮崎日日新聞社とは、大学生・高校生が一緒になって、1つのテーマを約1年かけて研究・発表を行うシンポジウムを行っています。</p>

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>(1) 入学者受入の多様性体制の充実</p> <p>学生受入方法として、5 つの選抜区分を設け、多様な受験生に対応しています。具体的には、自己推薦やスポーツ特待の「総合型選抜」、指定校や公募推薦の「学校推薦型選抜」、一般や総合・専門科生の「一般選抜」、大学入学共通テスト利用の「大学入学共通テスト利用選抜」、帰国生・社会人、編・転入学の「特別選抜」があります。</p> <p>(2) 就職支援体制の充実</p> <p>学生が希望通りの就職に繋がるよう各学生の情報を、「専門演習」担当教員、「進路研究演習（C ナビ）」担当教員、就職総合支援センター職員の複数名が共有し、連携しながら進路実現のサポートを行っています。</p> <p>(3) 学びの多様性</p> <p>本学は、教学組織として、法学部 1 学科、経営学部 2 学科（令和 8 年 4 月）を設けているが、将来の可能性を広げるため、12 に及ぶ学内塾を開講しています。この学内塾の学びは、多様性を広げるために、学部に関係なく学ぶことができる特色があります。例えば、法学部の学生が「観光・旅行塾」で学んだり、経営学部の学生が、法的思考能力を身に付ける「リーガル・マイ</p>

	「スター養成塾」を学ぶことができます。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員等への女性登用については、令和 7 年 5 月 30 日現在、理事 1 名、評議員 6 名となっております。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第 6 条（理事選任機関）に、「理事選任機関は、理事選考委員会とする」と定めています。第 2 項では、「構成員は、すべての理事及び評議員とする」、第 5 項では、「理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない」と定めています。なお、理事選考委員会規程を制定し、選任に関する必要な事項を定めています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営については、寄附行為第 7 条から第 21 条に規定し、理事会の構成、理事の職務を明確にしています。 評議員会との協働体制の確立については、寄附行為第 7 章に規定し、理事会と評議員会の協議について定めています。

実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事への情報提供については、理事長の職務執行状況を報告しています。 また、常勤理事については、寄附行為施行細則第 4 章の規定による「常務委員会」を毎月 2 回開催し、情報提供及び研修機会の場としています。 非常勤理事については、理事会にて理事会議事録の説明を行い、併せて直近の学園情報を提供しています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事については、寄附行為第 22 条に選任について規定し、第 26 条に選任若しくは解任又は辞任に関する手続について規定しています。 会計監査人については、寄附行為第 49 条に選任について規定し、第 52 条に選任及び解任等に関する手続について規定しています。
実施項目 3－2②	説明

監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>内部監査については、内部監査規程を整備し、毎年、内部監査長及び監査担当者2名と議題・内容等について、監事と協議しています。その内容・結果をもとに、内部監査を実施し、監事に報告しています。</p> <p>会計監査人とは、監事と年3回、業務監査・財務監査の報告、協議等を行っています。</p>
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>監事には、理事会及び評議員会にて、理事長の職務執行状況を報告し、理事会及び評議員会議事録の説明の際にも、情報提供を行っています。</p> <p>また、会計監査との連携による監査に際にも、情報提供を行っています。</p> <p>文部科学省主催の監事研修会への出席や資料配付による研修も行っています。</p>

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、寄附行為第31条に、評議員の選任方法、属性・構成割合にて規定しています。
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>評議員会運営については、寄附行為第39条から第47条に規定し、招集、運営、決議等を明確にしています。また、評議員会開催時には、理事長の職務執行状況に加えて、中学・高等学校長の現況報告を行っています。</p> <p>理事会との協働体制については、寄附行為第48条に規定し、評議員会と理事会の協議について定めています。</p>
実施項目3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>評議員への情報提供については、理事長の職務執行状況を報告し、併せて、中学・高等学校長の現況報告を行っています。</p> <p>また、常勤評議員については、寄附行為施行細則第4章の規定による「常務委員会」を毎月2回開催し、情報提供及び研修機会の場としています。</p>

原則3－4 危機管理体制の確立

実施項目3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画	危機管理マニュアルの整備については、「労働安全衛生法」及び「学校法人大淀学園就業規則」等に基づ

の策定・活用	<p>き、「保健管理センター規程」「危機管理規程」「防火・防災管理規程」「衛生管理規程」を整備しています。また、「危機管理基本方針」「危機管理基本マニュアル」「危機管理個別マニュアル作成要領」を定め、火災・地震・台風等の災害への対応及び伝染性疾患への対応等、学生・教職員の生命の安全と健康の管理等について、個別マニュアルを作成し運用しています。</p> <p>事業継続計画については、従前の規程に加えて、令和7年に「リスク管理規程」を制定し、リスク対応方法等を明確にした上で、管理体制を構築しました。</p>
実施項目3－4②	<p>説明</p> <p>法令等遵守のための体制整備</p> <p>法令等遵守のための体制整備については、「コンプライアンス推進規程」を制定し、コンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な基本的事項を定め、学園の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的としています。</p> <p>また、内部統制システム整備の基本方針により、法令等遵守のため下記の規程等を整備及び見直しを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文書管理及び取扱規程 (2) コンプライアンス推進規程 (3) リスク管理規程 (4) 監事監査規程 (5) 内部監査規程 (6) 内部通報規程 (7) 個人情報保護に関する規程

原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開推進の方針の策定については、「情報公開規程」を制定し、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、学園が保有する情報の公開について必要な事項を定めることを目的としています。
実施項目4－1②	<p>説明</p> <p>ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫</p> <p>本学では、「ネットワーク・リサーチセンター」を設置し、その中で「ホームページ等運営委員会」を設け、大学ホームページの運営にあたり、情報公開を促進し、定期的な見直しを含め、公開工夫を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育研究活動に関する情報 (2) 社会貢献、国際交流に関する情報

	(3) 財務及び経営に関する情報 (4) 自己点検・評価及び外部評価に関する情報 (5) コンプライアンス等に関する情報 また、自己点検・評価については、「自己点検・評価運営委員会設置要綱」「IR 推進委員会設置要綱」を制定しています。
--	---

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明